

特定非営利活動法人 Shining POPO「ららふる」
生活介護サービス利用契約書

_____様（以下「メンバー」といいます。）と特定非営利活動法人 Shining POPO（以下「事業者」といいます。）は、メンバーに対し提供する指定生活介護事業について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、メンバーに対し、障害者自立支援法令の趣旨にしたがって、サービスを提供し、メンバーは、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から、メンバーの給付費支給期間満了日までとします。

2 メンバーが、契約期間満了日以前に障害支援区分の変更を受け、支給有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の支給有効期間の満了日まで、本契約は自動的に同じ内容で更新されるものとします。

（サービスの内容）

第3条 事業者は、個別支援計画に基づいて、「重要事項説明書」に記載されているサービス内容を提供します。尚、個別の契約内容については別紙1のとおり契約をします。

- 2 サービス提供は、事業所の生活支援員、看護職員等の従事者が当たります。
- 3 サービスの提供に当たってはメンバーの心身の状況に応じ自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行います。
- 4 メンバーの意思と人格を尊重し、常にメンバーの立場に立って、サービスを提供します。
- 5 常時サービスを利用しているメンバーが、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。

（個別支援計画の作成）

第4条 サービス管理責任者は、メンバーの置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて、メンバー及びその家族が希望する生活や課題を明らかにし、適切な支援内容の把握に基づき、到達目標を設定し個別支援計画を作成します。

- 2 個別支援計画作成後、定期的実施状況の把握を行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行います。
- 3 前2項の個別支援計画については、その内容についてメンバー及びその家族に説明し、同意を得ます。

(利用料等)

第5条 メンバーは、「重要事項説明書」に記載されている介護給付費対象サービス内容の料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額。但し軽減等の適用あり。)の所定のメンバー負担額を支払います。ただし、介護給付費等については、事業者が市町から代理受領をした場合は、メンバーは直接支払う必要はありません。

2 事業者は、メンバーが介護給付費対象外サービス内容を受ける場合は料金を請求します。

3 事業者は、サービス利用に当たって、あらかじめメンバー及びその家族に対し、サービス内容及び料金について説明を行い、同意を得ます。

(利用料の支払い方法)

第6条 メンバーは、前5条に定める利用料金を月ごとに支払います。

2 事業所は、当月の利用料金合計額の請求書を、翌月15日までに送付します。

3 メンバーは、当月の利用料金の合計金額を、翌月25日までに支払います。

4 事業者は、メンバーから利用料金の支払いを受けた時は、メンバーに領収書を発行します。

(生産活動と工賃の支払)

第7条 事業者は、メンバーに対して生産活動の機会を提供します。

2 メンバーの心身の状況や意向、適正、障害の特性、その他の事情を踏まえて行います。

3 事業者は、生産活動における事業収入から、必要経費を控除した額に相当する工賃を、生産活動に従事されたメンバーに支払います。

(他のサービス提供者との連携)

第8条 事業者は、地域や家庭との結びつきを重視し、行政機関等のほか、障害者福祉の増進を目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス、又は福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

(説明義務)

第9条 事業者は、契約に基づく内容について、メンバーの質問等に対して適切に説明しなければなりません。

(サービス利用のキャンセル)

第10条 メンバーが、サービス利用をキャンセルする場合は、「重要事項説明書」に定めるとおりとします。

(相談及び援助)

第11条 事業者は、メンバー及びその家族が希望する生活や、メンバーの心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助を行います。

(健康管理)

第12条 事業者は、常にメンバーの健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。

2 事業所は、常にメンバーの家族との連携を図ると共に、医療機関との連絡調整を通じて、健康保持のための適切な支援を行います。

(安全配慮義務)

第13条 事業者は、サービスの提供にあたって、メンバーの生命、身体の安全確保に配慮するとともに、非常災害及び衛生管理等に必要な具体的な計画、連絡体勢を講じています。

(緊急時の援助)

第14条 事業者は、メンバーに病状の急変が生じた場合など、速やかに協力医療機関又はメンバーの指定する医療機関での診察を依頼します。

2 前項のほか、メンバー及びその家族が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(身体拘束の禁止)

第15条 事業者は、メンバー又は他のメンバー等の、生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他メンバーの行動を制限する行為を行いません。

(虐待防止のための措置)

第16条 事業所は、メンバーの人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

(苦情解決)

第17条 メンバー及びその家族は、事業者が提供したサービスに関して苦情がある場合は、いつでも「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口にて、苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情が申し立てられた時は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、メンバーまたは家族に文書で報告します。

3 事業者は、メンバー及びその家族が、苦情申し立てをした場合に、これを理由としてメンバーに対し、一切の差別待遇をしません。

(契約の終了)

第18条 メンバーは、指定生活介護の利用の契約を終了する場合は、30日以上の予告期間において、文書で事業者へ通知することにより、この契約を解除することができます。また、事業者もしくはサービス提供担当職員が、以下の事項に該当する行為を行った場合には、メンバーはただちに契約を解除することができます。

(1) 事業者もしくはサービス提供職員が、正当な理由なく契約に定める障害福祉サービスを実施しない場合。

(2) 事業者が、秘密の保持（守秘義務）に違反した場合。

(3) 事業者が、社会通念に逸脱する行為を行った場合。

(4) 他のメンバーが、メンバーの生命・身体・財物・信用を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、メンバーに対し、30日間の予告期間を置いて、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。但し、メンバーが以下の事由に該当する場合には、ただちに契約を解除することができます。

(1) メンバーが、事業所に支払うべきサービスの利用料金を2ヵ月以上滞納し、再三催告にもかかわらず支払わない場合。

(2) メンバーが、故意又は重大な過失により、事業者もしくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。

(3) メンバーがこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めた場合。

(4) 天災、災害、その他やむを得ない理由によって、事業所を利用させることができない場合。

(5) メンバーが死亡した場合。

(損害賠償)

第19条 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに関係市町及び、メンバーの家族などに連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。

2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責と帰すべき事由により、メンバーに損害を与えた場合には、速やかに賠償します。

(身元保証人)

第20条 事業者は、メンバーに対し、身元保証人を求めることがあります。但し、メンバーに、身元保証人をたてることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

2 身元保証人は、次の各号の責任を負います。

(1) メンバーの責により事業者に損害を与えた場合、メンバーと連携し当該損害を賠償すること。

(2) 契約解除又は契約終了の場合、メンバーの状態に見合った、適切な受入れ先の確保に努めること。

(秘密保持)

第21条 事業者は、サービス提供をするうえで知り得た、メンバー及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく他の事業者及び第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。

2 前項の規定にかかわらず、サービスの質の向上を目的とした、第三者評価機関による審査のために、事業者がメンバーの個人情報を用いることに、メンバーは同意します。

3 事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、メンバーに関する情報を提供する際は、あらかじめメンバー及びその家族に同意を得ます。

(本契約に定めのない事項)

第22条 メンバー及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、障害者自立支援法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、メンバー本人または代理人、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

本人または代理人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人続柄 (_____)

事 業 者

所 在 地 _____

名 称 _____

代 表 者 _____ 印

